

令和6年

第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和6年1月26日(金) 1日

宮古島市議会

## 目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 1月26日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第7号

令和6年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和6年1月19日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和6年1月26日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (3) 令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）
- (4) 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第5号）
- (5) 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- (6) 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- (7) 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について
- (8) 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (9) 専決処分の報告について

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算(第 9 号)	市 長	令和 6 年 1 月 26 日	令和 6 年 1 月 26 日	原案可決
議案 第 2 号	令和 5 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	"	"	"	"
議案 第 3 号	令和 5 年度宮古島市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	"	"	"	"
議案 第 4 号	令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計補正予 算 (第 5 号)	"	"	"	"
議案 第 5 号	令和 5 年度宮古島市農業集落排水事業会計補正 予算 (第 4 号)	"	"	"	"
議案 第 6 号	令和 5 年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正 予算 (第 4 号)	"	"	"	"
議案 第 7 号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	"	"	"	"
議案 第 8 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	"	"	"	"
報告 第 1 号	専決処分の報告について	"	"	/	/

開会日（令和6年1月26日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和	也		〃	前	里	光	健	〃
狩	俣	勝	成		〃	西	里	芳	明	〃
富	浜	靖	雄		〃	長	崎	富	夫	〃
下	地	信	男		〃	友	利	光	徳	〃
新	里		匠		〃	上	里		樹	〃
狩	俣	政	作		〃	粟	国	恒	広	〃
山	下		誠		〃	上	地	廣	敏	〃
池	城		健		〃	平	良	敏	夫	〃
上	地	堅	司		〃	山	里	雅	彦	〃
仲	間	誉	人		〃					

令和6年

# 第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和6年1月26日(金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）議事日程第1号

令和6年1月26日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第 7 号 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について (市長提出)
- 〃 第 4 〃 第 1 号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号） (〃)
- 〃 第 5 〃 第 2 号 令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号） (〃)
- 〃 第 6 〃 第 3 号 令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号） (〃)
- 〃 第 7 〃 第 4 号 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第5号） (〃)
- 〃 第 8 〃 第 5 号 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第4号） (〃)
- 〃 第 9 〃 第 6 号 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第4号） (〃)
- 〃 第10 〃 第 8 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第11 報告第 1 号 専決処分の報告について (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）会期日程計画表

令和6年1月26日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
1月26日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）会議録

令和6年1月26日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午前11時27分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃		
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（15番） 我如古三雄君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	建設部長	川平陽一君
副市長	嘉数登〃	こども家庭局長	仲宗根美佐子〃
企画政策部長	久貝順一〃	環境衛生局長	下地睦子〃
総務部長	與那覇勝重〃	水道部長	兼島方昭〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 下地貴之君 次長補佐 与那嶺彰成君  
次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）諸般の報告書

令和6年1月26日（金）

	<p>令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）で議決した「国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書」及び「米軍のCV22オスプレイ墜落事故に関する意見書」については、令和5年12月19日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和5年11月分例月出納検査結果報告があった。</p>
令和5年 12月19日	<p>鏡原小学校体育館で開催された「創立100周年記念式典及び祝賀会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
12月22日	<p>市役所大ホールで開催された「宮古島市二十歳未満の者飲酒防止大会」に出席し、飲酒防止に向けてのメッセージを述べた。</p>
令和6年 1月4日	<p>市内ホテルで開催された「2024年宮古島市新春の集い」に長崎富夫副議長が出席し、新年の挨拶を述べた。</p>
1月5日	<p>市庁舎で開催された「第38回全日本トライアスロン宮古島大会100日前・残歴板設置式」に長崎富夫副議長が出席し、乾杯の挨拶を述べた。</p> <p>-----</p> <p>JTAドーム宮古島で開催された「令和6年宮古島市二十歳を祝う会」に長崎富夫副議長が出席し、祝辞を述べた。</p>
1月6日	<p>沖縄製糖株式会社宮古工場で開催された「2023／2024年期製糖操業開始式」に長崎富夫副議長が出席し、乾杯の挨拶を述べた。</p>
1月7日	<p>宮古島市消防本部で開催された「令和6年宮古島市消防出初式」に長崎富夫副議長が出席し、祝辞を述べた。</p>
1月16日	<p>平良荷川取地区で行われた「宮古島市し尿等処理施設整備工事」合同安全祈願祭に出席し、乾杯の挨拶を述べた。</p>
1月19日	<p>座喜味一幸市長から、令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
1月23日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月26日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和6年第1回宮古島市議会臨時会（1月）提出議案事前説明及び伊良部南区断水に係る損害賠償事件の裁判結果報告がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>また、令和6年能登半島地震災害に対して、全議員から義援金を集め、贈ることと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和6年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

1月19日、座喜味一幸市長から令和6年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

1月23日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月26日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において山里雅彦君及び下地茜君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1月26日の1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月26日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第7号から日程第11、報告第1号を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和6年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案1件、議決議案1件、報告1件の合計9件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）。今回の補正は2億8,723万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ418億835万7,000円と定めてあります。

議案第2号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は327万3,000円の

増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億4,153万4,000円と定めてあります。

議案第3号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で収入の組替えを行っており、その他債務負担行為の補正を行っております。

議案第4号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第5号）から議案第6号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第4号）までについて。今回の補正は、収益的収入及び支出で収入の組替えを行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について。戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の一部が令和6年3月1日から施行されることに伴い、戸籍に関する事務に係る手数料の種類及び金額を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。車両物損事故により損害を受けた者と和解し、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第1号、専決処分報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第7号から日程第11、報告第1号に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

#### ◎狩俣政作君

2件質疑をいたします。

議案第3号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）の3ページ、収益的収入及び支出の、これは水道料金7,560万円の免除の理由を教えてください。

同じく下水道、議案第4号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第5号）の下水道の同じく550万円の下水道料金免除、この内訳を教えてください。

#### ◎環境衛生局長（下地睦子君）

下水道料金に関しましてですけれども、収益的収入及び支出、収益的収入のほうで550万円、下水道料金2か月分の免除となっております。これは使用料金から徴収するはずだったものですが、これを振り替えまして、他会計負担金から収入を得ることになっております。

#### ◎水道部長（兼島方昭君）

議案第3号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）、3ページであります。給水収益の中で水道料金7,560万円の減額というのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の振替ということになりまして、令和6年2月分の一般用の世帯の免除を行いたいということです。

#### ◎狩俣政作君

12月定例会に1月の水道料金、下水道料金を免除するという議案があったんですが、今回は2月分の水

道料金を免除するということでよろしいですか。

◎水道部長（兼島方昭君）

令和6年2月分の水道料金、一般用の免除ということになります。

◎狩俣政作君

たしか12月定例会のときに水道料金は7,560万円で、下水道のほうは550万円、違いました。12月が水道料金が8,300万円で、下水道が170万円ぐらいだったんですけど、172万8,000円。今回、割合に対して下水道料金が多いような気がするんですが、下水道料金が。12月は水道料金が8,300万円の下水が170万円ほどだったんです。今回は、水道が7,500万円に対して下水が550万円と上がっている気がするんですけども、その辺の詳細な説明をお願いします。

（「すみません、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時12分）

再開します。

（再開＝午前10時12分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

12月に補正を行いました。そのとき100万円ちょっとだったかと思いますが、それは下水道料金の免除が550万円で、ほかに補正をかける部分があったので、その差額で170万円ぐらいの補正になったということになります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）の16ページ、民生費の中の社会福祉総務費の中で、価格高騰重点支援給付金事業、低所得世帯支援枠の3,300万円減額ということがありますけれども、これ給付対象者が確定されて、その要らない部分なのかどうかというところの説明をお願いします。

その下の価格高騰重点支援給付金事業、一体給付の説明をお願いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）の16ページ、民生費、社会福祉総務費の説明欄で、価格高騰重点支援給付金事業、低所得世帯支援枠の3,300万円の補正減について、まずご説明をいたします。

この事業費の減額につきましては、9月補正予算において推奨事業メニューを活用し、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、非課税世帯と同様に3万円の給付金事業を実施しております。その支給対象世帯数が当初の見込みより2,100世帯の減少となっております。また、国が示した基準日で新たに対象となった住民税非課税世帯に対し、低所得世帯支援枠では7万円のみ給付となるため、この推奨事業メニューを活用し3万円を追加し、追加10万円の給付を実施するために新規対象世帯を1,000世帯を見込んでおります。そのため住民税均等割のみ課税世帯の見込み数の減少、2,100世帯から新規対象と見込まれる

1,000世帯の追加を見込み、1,100世帯分、3,300万円の減額補正となっております。

続きまして、その下、価格高騰重点支援給付金事業、一体給付で2億3,158万5,000円の補正の増額をしております。その事業についてのご説明です。令和5年11月2日付で閣議決定をされましたデフレ完全脱却のための総合経済対策により、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯などに住民税非課税世帯への支援と同水準の支援、また低所得者世帯のうち、子育て世帯等への支援として、令和5年12月22日付、国の予備費の使用が閣議決定されたことにより、重点支援地方交付金の増額措置がされております。この交付金の増額に伴いまして、低所得者世帯への支援給付として、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯で1世帯当たり10万円の給付、それから令和5年度住民税非課税及び均等割のみ課税世帯への子供加算として、支給対象世帯の18歳以下の児童、高校3年生以下です。1人当たり5万円の給付事業を実施いたします。なお、住民税均等割のみ課税世帯への給付につきましては、現在推奨事業メニューを活用し給付を実施しておりますので、既に受給を受けた世帯のうち、継続して対象となる世帯につきましては7万円の追加で、合計10万円の給付を実施することになります。

#### ◎新里 匠君

結構説明が速くて分かりづらかったというか、一つ資料を作って説明をするということが必要なのではないかなと思っています。言われているだけでは、やはりあまり頭がよくないので理解できないので、なるべく1枚、これはどういった感じでやっていますというのも必要なのではないかなと思っています。

その給付の時期というのがやはり皆さん知りたいところだなと思っているので、これはいつ頃給付されるのでしょうか。

#### ◎福祉部長（松堂英彦君）

給付のスケジュールについてお答えいたします。

予算の可決後になります。給付システム等の契約を行うとともに、国において示された基準により抽出した世帯が確定次第、早期に支出処理を行う予定です。支給方法としましては、今年度10月以降に給付を実施した住民税均等割のみ課税世帯のうち、国が示す基準により引き続き対象となった世帯に対しては既に登録されている口座へ振り込むプッシュ型の給付を考えており、3月の中旬頃に給付を予定しております。また、新たに対象となった世帯につきましては、2月の中旬頃に通知を発送し、必要事項が記載された書類を申請世帯より返送する方法で申請を受理した後、申請内容等を確認した上で、指定された口座へ振込を行います。この場合、振込までの期間は申請書を受理後、約3週間をめぐり予定をしております。また、18歳以下の児童への加算分の給付につきましては、予算可決後、住民税非課税世帯で7万円の追加の給付金を支給した世帯から加算分の給付を実施する予定をしております。2月の下旬頃を予定しております。その他の対象世帯、新規の非課税均等割のみ課税世帯につきましては、世帯への給付と同時期に給付できるよう対応していく予定で、3月の中旬頃を予定しております。

#### ◎新里 匠君

福祉部長、さっきも言ったんですけども、やはり議会の中でもそうですけれども、もらう側にやはり給付対象かどうかという部分を理解をさせる意味でも、やはり対象者は誰かということと、そして給付がいつかという部分、国の支援策がいろいろあるという部分で、もう同じような名前でのいろんな事業があるということで、最初に3万円あげて、その後7万円で、10万円というようなことは大体内容としては分

かるんですけれども、もらう側がやはり申請をしなければいけない部分と、自動的に振り込まれるという部分が本当に伝わっていないと、本当の支援、やはり心配な部分が受ける側の低所得者とか均等割の部分とかという方々は、一日一日の生活をやはり一生懸命生きているわけですから、ぜひ分かりやすい説明資料をマスコミ等にも配布をしていただいて、しっかりと支援をしているという理解をさせていただきたいと思っております。これについて答弁をお願いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

対象世帯への周知につきましてなんですけれども、新里匠議員ご指摘のとおり、非課税世帯の3万円給付、それから追加7万円、さらには今回の均等割のみ世帯への支援というものも追加であります。また、子供加算という支援金もありますので、分かりやすいように、市民に正確に伝わるようにホームページ、それからマスコミ等を活用して周知に努めてまいります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私からも何点か質疑させていただきます。

まず、議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）ですけれども、公営企業費の中で公営企業会計の負担金が計上されています。8,253万円。公営企業会計を個別に見ると、財源が水道事業会計負担金については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充てられています。ただ、そのほかの農業集落排水、それから漁業集落排水、公共下水道については免除分の負担ということで、一般会計からの負担ということで財源が明記されていません。この農業集落排水、漁業集落排水、公共下水道の財源をまず教えてください。

それから、議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、まず1点目は損害額の算定方法、どのように算定したか。それと、これ資料として写真が載っています。枯損木が倒れたと、そして車を直撃しています。大木です。これもし人であったらどうなのかという、当然重大な事故になっていたという思いがしますけれども、当局として枯損木がそういうふう到大木が残っていたという部分をどういうふうにつまえているのか。

この事故に至る要因というのは何だったのかということをお答えください。

その3点、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業漁業集落排水事業、公共下水道の財源が分かりづらいということでございました。減免に関しましては、水道及び下水道事業の料金の免除に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用されているところでございます。ただ、説明いたします。国、地方公共団体、公共公営法人等が一般課税により仕入控除税額を計算する場合で、他会計からの繰入金等の特定収入に係る割合が5%を超えるときは、その課税期間の仕入控除税額とする調整が必要となります。会計の収入総額に対しまして一般会計からの繰出金の占める割合が5%以上となっている農業漁業集落排水、あとは公共下水道につきましては消費税分を別途予算化する必要がありますので、一般財源の措置をしているところでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについてお答えいたします。

まず、事故の概要ですけれども、令和5年11月12日午前3時頃、宮古島市熱帯植物園の枯損木が倒れ、隣接するアパートの駐車場に止めてあった車両を損壊する事故が発生しました。事故の発生場所ですが、元ゴルフレンジがあった場所で、現在アパートとなっております。その背後の駐車場で倒れたリュウキュウマツは全長約8メートルの枯損木で、時期は不明なんですけれども、幹の上部が伐採されておりまして、そのため枯れて根本が腐って倒木したものとなっております。

損害額の算定についてですが、損害額の算定につきましては、車両本体に係る賠償金が78万9,150円となっております。これは廃車等、新しい車と廃車等の手続の費用を含みます。そして、車がない期間の交通手段として被害者のほうがレンタカーとタクシーを利用しておりまして、この料金が31万5,540円となっております。

事故の要因ですけれども、今回、いつ頃、誰がこの松の上部を切ったのかという部分は確認できませんでした。その幹の上部をチェーンソー等で切られたものとなって、それによって根本が腐って倒木しております。幸いにして今回人的被害はありませんでしたが、今回の事故を踏まえまして植物園内を含む大野山林において枯損木がないかの一斉点検を行っています。12月15日から1月10日にかけてリュウキュウマツ21本の撤去を行っております。二度とこのような事故がないように、今後とも随時点検を実施して、事故防止に取り組んでいきたいと考えています。

#### ◎下地信男君

議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについての話について、8メートルの松の木が、誰か何か手を加えてあるんですね。それが知らないうちに枯れてしまって倒れたということで、市としてはそういう状況を把握していなかったということだと思います、要因は。大野山林一帯を今調査しているということなので、これ本当に車両でよかった、車両だけの損害でよかったなという気がしますので、それはやはり徹底してやっていく必要がある。今回の事故をきっかけに、これを強化していくということなので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。特に民家、道路に面している部分は喫緊の課題だと思いますので、ぜひ取り組んでください。

議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）の先ほどの総務部長の説明では、答弁がよく分からなかったんですけど、ただこの特別会計、水道事業会計に明記されている説明がよく分からなかったということなんですけれども、要するに今回の議会では390万円しか、新型コロナウイルスの関連の補助金は入っていませんけれども、8,190万円が計上されているということは、これ既存の予算が入っているということでしょうか。額が大きい水道事業会計負担金7,560万円、これは前回1月末の残りが充当される予定なのか、この辺が歳入と歳出のバランスが分からないので、この辺の説明をお願いします。

#### ◎企画政策部長（久貝順一君）

水道料金無償化事業の中で、390万円の歳入になっております。説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業の一つとしまして、先ほど福祉部長からお話ありました9月補正時に予算措置されました住民税均等割世帯に対する給付金事業1億800万円を実施することとしておりました。しかしながら、当該事業につきましては国からの12月22日付の事務連絡によって、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から新たな交付金である重点地方支援交付

金へと財源を振り替える必要が生じまして、同交付金残額が発生するということになりました。そのことから市としましては交付金を最大限活用するため、残額に関する活用検討を行い、1月19日に国に提出した第3回実施計画書提出において水道料金等無償化事業の一括減免料金の追加といたしまして8,190万円と、先ほど福祉部長のほうからもありましたけども、これは令和5年4月1日の基準日以降で家計急変世帯等への給付金事業、1世帯当たり3万円の3,000万円、合わせてこの事業、1億1,190万円を追加したところです。その中でこの2事業、1億1,190万円と新たな重点支援交付金が設けられたことから財源振替が必要だったため、生じた1億800万円を差額としまして、1億1,190万円から1億800万円を差し引いた390万円の歳入補正とするものです。

#### ◎下地信男君

先ほどの総務部長の答弁も、今の企画政策部長の答弁もよく分からない。ぐちゃぐちゃになっている感じがしますが、いわゆる国の政策の中でいろいろ補助金のメニューが変わってきているけども、同じ目標を掲げながらメニューが変わってきているということがあると思いますけど、この辺を少し、私自身資料を要求しなかった反省に立って、今後こういう市民への福祉の部分についてどんどん出てくると思われますので、分かりやすい形で説明して、資料を添付するようになっていただければありがたいと思います。

最後に、水道会計の、これは同じ形で引き続き全員の、要するに水道料金が免除ですよ。こういう市民からの声というのか、不平等感がある。要するに多量を使う人はそれなりのメリットというかありますけれども、水道使用量があまり多くなく、水道料金の額が少ない方についてはこういう補助金の支援のありがたみというのはおかしいですけど、これ全体にこういう中身を検討するというのはないのかどうか、市民の声を拾いながら。こういう検討が、一度やった方法をずっと継続していくというのは、もちろんそれは評価に基づいてだと思いますけども、そういう市民の声があります。この支給の在り方も、平等な部分も含めながら、この辺をどう、一挙にやるよりは平等性もありながら、長く継続してやっていくということも一つの手だと思いますけど、そういうところは検討されているのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

#### ◎水道部長（兼島方昭君）

料金の免除に係る水道の考え方ということで説明させていただきます。

まず、一般的に水道使用料は世帯人数が少なければ低料金で、世帯人数が多い場合は高料金となります。そのことから、世帯の人数が多ければ生活費の支出も多くなるのが通常となります。そのことを踏まえ、この生活環境に合わせた物価高騰時における生活困窮支援をより高い効果につなげるためには、家族の人数で増減する料金を免除対象とすることで個人給付に近い平等性を保つことができるものと、そういった考え方から水道料金の全額免除を行うこととしました。

具体的には、水道使用量は1人で月8立方の水を使用すると試算されておりますが、8立方の水道使用料が税抜きで1,350円ですので、1人当たりでも免除額は1,350円の免除となります。2人世帯では16立方使用するとし、料金は2,646円の水道使用料で、1人当たりで換算すれば1,323円の免除となります。また、平均的家族の4人の世帯では、32立方の5,795円の水道料金は、1人当たりで換算すると1,440円の免除となります。このように1人当たりの免除金額としてはさほど差額はなく、家族の人数で増減する水道

料金を免除対象とすることで、個人給付に近く、平等性は保てるものだと考えております。

なお、令和4年12月定例会で狩俣政作議員に一般使用料の最高金額が3万8,000円余りと答弁しましたが、これは住宅宿泊事業法適用施設、いわゆる民泊を行っている特別な世帯で、用途区分は宿泊料があることから営業用と考えられますが、住宅宿泊事業法は通常の民間住宅を利用するものとしていることから、本市給水条例に照らし合わせても一般用となることから、この使用料はあくまでもまれで、特殊ケースになると考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも1点だけお聞きいたします。

先ほど、水道部長がお話したところ、水道料金の免除についてですけど、12月定例会でも1月分の免除が8,320万円計上されて、水道料金が免除されているんですけど、総務財政委員会のほうでやはり平等に水道料金が免除されるのであれば、多分基本料金のこの金額に合わせた一般家庭で基本料金550円ですか、それをずっと継続するのも一つの方法だという形で総務財政委員会のほうでも提案があったと思うんですけど、その辺の平等性に関して、今水道部長がお話した1人当たりの使用量、8立方ですか、1,350円というので、やはり基本料金を継続的に支援していくという方法も一つの平等性と考えられるんです。そういう意味で、そういった考えはなかったのか、その辺お聞かせください。

◎水道部長（兼島方昭君）

確かにおっしゃるとおり、基本料金の免除ということも平等性の観点からは考えられますが、我々のほうで交付金を使い、免除できるのがようやく12月定例会から補正が上げられることになるんです。そうすると、12月、1月、2月、3か月ほどしか、550円の3か月、免除できないということであれば、効果は薄いだろうということで考えています。一般用の水道料金全額免除が妥当であろうと考えています。

◎栗国恒広君

今の答弁を聞きますと、やはり限られた月が決められているという中で、これはもう国の制度としてそういう制度だということに理解していいですか。できればこういった給付金があるうちは、やはりコロナ禍でこういった支援の中でしっかり継続していくのが本来ならあるべき姿かなと思うんです。その中でやはり平等性が一番鍵を握ると思うんです。営業もしかり、今民泊の話もしました。片や3万円余り。今水道部長が言った平均4人家族という料金もあります。そこら辺はやはり一定ではないんです。そこら辺に平等性が欠けるのではないかなということで、やはり基本料金をしっかり平等性を持って持続、長く支援するのが本来の姿勢ではないかなと思うんです。これについて答弁をお願いします。

◎水道部長（兼島方昭君）

平等性の観点からいえば、先ほど答弁したとおりで、1人当たりに換算すればさほど差はないんだということで、平等性は保てるかと考えております。確かに基本料金の免除については、例えば4月から翌年の3月までというふうな、そういう予算措置がされれば、それはそれとして考えていかなければいけないことであろうと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

何点か質疑をさせてください。

議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてなんですけれども、新旧対照表を見ますと金額の差異がありますが、この金額の算定、何か増減があるのかどうかというところをお聞かせください。

先ほどの議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）の価格高騰重点支援給付金事業についてなんですけれども、こちら先ほどの答弁も私もなかなか分かりづらかったんですけれども、具体的に数、住民税非課税世帯7万円の給付、前の給付と合わせて10万円ということだということなんですけど、その世帯数の数、住民税均等割のみの10万円給付ですか、あとは子供の支援、子育て支援、この数を把握されている、大体見積りをされていると思うので、その数を教えていただきたいというのと、プッシュ型という話をされていましたが、このプッシュ型というのはマイナンバーカードというのが必須となりますか。必要あるのかなのかというのを教えてください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

ご質疑にお答えしたいと思います。

議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、金額についてのご質疑でございます。金額に変更があるかのご質疑ですが、広域交付制度に係る戸籍謄本手数料についての金額、戸籍450円、除籍750円、これ一通につきですが、これに関する金額の変更、増減はございません。ただ、追加される手数料がございまして、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料のうち、戸籍に係る発行手数料が1件につき400円、除籍に係る発行手数料が1件につき700円となっております。

◎福祉部長（松堂英彦君）

対象世帯数の部分です。まず、非課税世帯への支援の対象世帯を9,250世帯と見込んでおります。それから、均等割のみ課税世帯についてなんですけれども、1,600世帯となります。それから、子供加算については、非課税世帯の1,647名、均等割世帯の447名なので、約2,100名を見込んでおります。

それから、プッシュ型についてマイナンバーカードが必要かどうかというご質疑ですが、これにつきましては前回の給付金の支給に使われた口座、登録された口座に直接振込をいたしますので、マイナンバーカードの必要はありません。

◎前里光健君

手数料の件なんですけれども、この400円、700円増える部分があるということで、これは年間でどれくらいを見込んでいるのか、この積算があれば教えてください。これは貴重な財源になると思いますので、どれくらいを見込んでいるのか教えていただきたいというところでもあります。

補正予算の、価格高騰重点支援給付金事業なんですけれども、先ほど時期の話をされておりましたけれども、これから4月に向けてかなり引っ越しのシーズンになっていくんですが、手元に引っ越しされて、その通知が届きづらいというような状況で遅れが生じるのではないかと懸念もありますので、そういったことにも早期に対応できるようにしていただきたいと、その点に対してまた答弁をいただきたいと思っております。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

ご質疑にお答えしたいと思いますが、その前に電子証明書提供用識別符号について、まず説明をしてから答弁させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的記録、コンピューターで処理可能なデータのことを言いますが、この電磁的記録のことを戸籍電子証明書と言います。この戸籍電子証明書を発行する際に、付された符号を戸籍電子証明書提供用識別符号とって、手数料が今度加わるということになるんですけど、この施行は法務省からの情報なんですけど、来年の3月からの施行予定になっていまして、現段階では今前里光健議員からご質疑にありました金額についてはまだ把握しておりませんが、ご指摘をいただきまして早速調査したいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

支援金の給付時期についてお答えいたします。

今後支給に向けた処理としまして、補正予算の可決後、システムの契約などを行いまして、それから対象世帯の抽出作業に入っております。今回、新たに低所得者の子育て世帯への加算、子供加算、こういった新たな支援事業も入ってきておりますので、対象世帯の抽出、それから精査に慎重に時間をかけて事業を進めていきたいというところもありますので、早くて3月、2月、その支援金にもよりますが、2月の下旬から3月の下旬頃での支給を予定しております。なるべく早めに支給できるような対応をしてまいります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、宮古島市の戸籍に係る質疑があった件ですが、この改正、そもそも政令が改正されたということなんですけども、どのような内容なのか、お願いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和6年3月1日より戸籍の一部を改正する法律が施行され、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍謄本等の交付請求が可能となる広域交付制度が開始されます。これは国が進めている行政手続のデジタル化に伴うもので、今後は戸籍証明書の添付が原則不要となるなど、新たな行政サービスが提供される予定となっております。これらの新規サービスに係る交付手数料については、地方自治法第228条に基づき、本市の手数料徴収条例を整備する必要があり、戸籍の一部を改正する法律の施行日が令和6年3月1日となっているため、今臨時会へ提案させていただいているものでございます。

◎上里 樹君

ただいまの説明では、要するに全国で情報が一元化されるということで、全国のどちらからでもそれが請求が可能になるということで理解していいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

この戸籍謄本等の広域交付制度についてなんですけど、ご本人や父母等の戸籍謄本等については、現在本籍地の市区町村でしか発行できないため、ほかの市区町村へ戸籍を請求する場合には本籍地に郵送で申請する必要がありました。今回の改正により、本籍地以外の市区町村の窓口においても法務省の戸籍情報

連携システムを利用して戸籍謄本等の交付請求が可能となります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについての110万4,690円の賠償の内訳の説明をお願いします。この車の査定が78万9,150円というふうに説明を受けているわけだけでも、これ新車で販売されて何年ぐらいになるかということ、要するに減価償却というのかな、残存価格というのかな、何年ぐらい走れるかということ。

昨日、現場の確認をしました。松の木だと思うんだけど、思うに、幹周りが目測で大体70センチぐらいで、樹齢100年以上たっているのではないかなというふうに予想してきました。ということは、非常に残念な事態だなというふうに思っています、その森林率からする場合に。ですから、こういう事態が発生したというのはなぜなのかということ、その辺の流れをもう少し詳しく説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、今回、枯損木が倒れた流れについてからご説明させていただきたいと思います。

友利光徳議員おっしゃるとおり、リュウキュウマツ、幹周り最大で大きいところで1.2メートルぐらいあるかと思います。かなりの樹齢がたっているものと思われます。こちらの担当課のほうでも、いつ頃、誰がどのようにしてその松の上部を伐採したのかというのが判明できませんでした。幹の上部を伐採したことによって、時間をかけて根本が木が腐って行って、このように倒木したと、このような事故が発生したということになります。

また、車の査定、損害の査定110万4,690円の内訳でございます。車両本体の価格が60万円ということなんで、前の車、減価償却3割ということを考えて、60万円と廃車手続等、あと送料等、車の送料とか、そういうものを加えまして、車両に係る損害が78万9,150円となっています。また、車がない期間にこの被害者の方がレンタカーとタクシーを利用しておりまして、その代金が31万5,540円ということであります。

◎友利光徳君

この誰がいつというのをやはりもう少し詳しく専門家の先生に相談して、木の腐食状態を計算した場合に、いつ頃に伐採されたのか目安が出るのではないかなと思いますので、ということはこれは関係機関に被害届等を出してもいいのではないかなという思いするんだけど、どんなお考えですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この伐採がいつ頃されたのかというのを調査できるのかということを含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

開議中でもいいんですが、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時59分)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

再開します。

(再開＝午前11時20分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第7号から日程第10、議案第8号の計8件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第7号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

戸籍は、究極の個人情報と考えます。マイナンバー制度のためにつくられた情報ネットワークシステムですので、戸籍関係情報を確認することが可能となったことに伴う改正です。これによって全国全ての戸籍情報が管理蓄積されて、国民が知らないうちに検索され、処理されることとなります。国民一人一人の個人情報、これが保護され、人権が尊重されるのか、重大な問題を含んでいます。さらにマイナンバーカードがひもづけされると情報漏えい、流出のリスクはさらに深まります。

以上の理由で反対いたします。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第7号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第4、議案第1号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第7、議案第4号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第5号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第8、議案第5号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第9、議案第6号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、和解及び損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和6年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前11時27分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和6年1月26日

宮古島市議会

議長 平良敏夫

議員 山里雅彦

” 下地 茜